

特定非営利活動法人 相模原市サッカー協会
個人情報保護規程取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人 相模原市サッカー協会個人情報保護規程（以下「規程」という）の施行に関し、会長が保有する個人情報の保護について必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、「種別・専門委員会」とは、特定非営利活動法人 相模原市サッカー協会 種別・専門委員会・事務局規程第2条、第3条及び第4条に定める種別・専門委員会をいう。

(個人情報管理責任者)

第3条 会長は、個人情報の取扱い、管理その他個人情報保護について必要な措置を講ずるため、個人情報管理責任者を置く。

2. 個人情報管理責任者は、理事長をもって充てる。

3. 個人情報管理責任者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 個人情報の適正な管理に関する事。

(2) 個人情報の取扱いの制限、収集の制限、利用及び提供の制限等適正な取扱い状況の把握に関する事。

(3) 前2号に掲げるものの他、個人情報保護に関する事。

(個人情報管理補佐)

第3条 個人情報管理責任者の職務を補助させるため、種別・専門委員会に個人情報管理責任者補佐を置く。

2. 個人情報管理責任者補佐は、理事長が指定した種別・専門委員会委員をもって充てる。

(委 任)

第4条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月24日から施行する。